

## 地方消費税の引き上げ分に係る地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる経費

地方消費税交付金 496,166千円のうち

(歳入) ・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 220,257 千円

(歳出) ・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 4,982,230 千円

### 【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

款	項	目	事業費	財源内訳					
				特定財源			一般財源		
				国県 支出金	地方債	その他	地方消費 税交付金 (社会保障 財源化分)	その他	
3.民生費	1.社会福祉費	1.社会福祉総務費	236,763	14,149		68,412		154,202	
		3.老人福祉費	617,861	5,024		35,290		577,547	
		4.社会福祉施設費	19,486					19,486	
		5.人権・同和対策費	6,801	431				6,370	
		6.重度障害者医療対策費	101,255	39,546				61,709	
		7.障害者対策費	816,710	584,820		573	52,429	178,888	
		8.介護保険対策費	431,175	35,250			89,738	306,187	
		9.地域支援事業費	106,879	6,395		86,244		14,240	
	2.児童福祉費	1.児童福祉総務費	40,530	2,897				37,633	
		2.児童措置費	649,375	472,384				176,991	
		3.子ども医療対策費	78,690	34,395				44,295	
		4.ひとり親家庭等医療対策費	22,175	9,672				12,503	
		5.民間保育所費	274,145	153,111		36,024		85,010	
		6.一般保育所費	484,248	1,314		138,402	78,090	266,442	
		7.広域保育所費	18,677	10,248		1,645		6,784	
		9.放課後児童対策費	46,894	31,883				15,011	
	3.生活保護等対策費	1.生活保護等総務費	106,028	15,259				90,769	
		2.扶助費	635,610	512,939		6,472		116,199	
	4.衛生費	1.保健衛生費	1.保健衛生総務費	139,390	1,168		4,835		133,387
			2.予防費	83,491	3,424				80,067
			3.健康増進対策費	41,019	2,640		6,932		31,447
6.食育対策費			2,408			167		2,241	
合 計			4,982,230	1,949,394	0	384,996	220,257	2,427,583	

※ 本表は、「引上げ分に係る地方消費税収の用途の明確化について」(平成26年1月24日付総税都第2号)に基づき作成するものであり、消費税率引上げ分について、社会保障政策に要する経費へ充当していることを明示するものである。